

平成28年4月22日

傷病名マスターに係る難病外来対象区分について

平成28年度診療報酬改定において、医科診療報酬点数表のB001特定疾患治療管理料の7に定められている「難病外来指導管理料」の対象疾患については、『難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条に規定する指定難病（同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されている患者（同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に係るものに限る。）その他これに準ずる疾患』と規定されました。

現在、傷病名マスターの項番43「難病外来対象区分」は、「特掲診療料の施設基準等」（平成26年厚生労働省告示第59号）により規定されている疾患に対して設定しており、平成28年度の医科診療報酬点数表の「難病外来指導管理料」において算定できる疾患と差異があります。

マスター利用者の皆様には当分の間ご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。